

新たなATS規制の意味のあるもの

清水 葉子

1 はじめに

SECは一九九八年四月、新しい代替的取引システム（ATS）規制案をリリースした。新提案では、ATSは、（1）証券取引所法第五条・第六条に定める国法証券取引所として登録し、可能な限り取引所と同等の規制を受けるか、（2）ブローカー・ディーラーとして登録し、追加的に新たに制定される「ATS規制（Regulation ATS）」に従うかのいずれかを、ATS自らが選択する」とができるとしている。⁽¹⁾

SECはすでに昨年、ATS規制に関する最初の包括的なコンセプト・リリースを発表しており、その中で、ATSをブローカー・ディーラーとして規制するか取引所として規制するかの二つの案を二者択一の形で並記し、関係者のコメントを募るという提案を行った。二案並記の形をとっているものの、コンセプト・リリース発表時点ではSECはATSに対して取引所規制を行う方向に比重をおいていたといつてよく、取引所規制の方が選ばれた場合、ATSは規模などに応じて段階的な規制緩和がなされるものの、基本的に取引所としての規制義務を負うことになるはずであった。

SECは昨年のコンセプト・リリースで、以前の規制方針の混乱を排し、分かりやすいシンプルな形でのATSを規制を実現することを目指していたと考えられる。ATSは、コンピューター・システムによって注文の付け合わせを行うという点で取引所と同様の機能をはたしているのであるから、規制上も取引所として位置付けることが規制体系上は望ましかったと思われる。

しかしながら今年の新提案では、すでに述べたように、取引所規制とブローカー・ディーラー規制の自由選択制があらためて提案されており、ATSの多くが規制義務のより軽いブローカー・ディーラー規制の方を選択すると予想できるため、シンプルな規制という点では、SECの方針はある種の「後退」を余儀なくされたといつてよいと考えられる。本稿では、こうしたATS規制の意味と既存市場との関係を改めて考察したい。

2 ATS規制の経緯

ATSの規制の問題は、最も早く運営を開始し、現在も取引量で最大規模とされるInstinetが運営を開始した一九六九年にさかのぼる。以降のATSに対するSECの対応はおおまかに三つに分ける」とができる。

一つめの規制方針は、一九六九年にInstinetが運営を開始した時点で提案された規則「五c一一〇によるもの」で、Instinetをブローカー・ディーラーとも取引所とも違う「自動取引情報システム」という第三のカテゴリーとして位置付け、システムの内容をSECに登録するとともに取引記録の保存を義務づける」とが骨子となっていた。しかしながらこの規則は採択されず、Instinetはブローカー・ディーラーとして登録された。この提案は一九八九年にも再び提案されたが、新たな規制カテゴリーを創設するところの方針は、既存の規制との重複などの問題から結局採択されることはなかつた。

第一の規制方針は、PTSがブローカー・ディーラーであるとの認識の下でノー・アクション・レターに基づく規制を行うというものである。ノー・アクション・レターは適法性に関する判断をしないままSECがATSに対する制裁を行わないための条件を個別に示すところのものである。ノー・アクション・レターは、個別のAT

Sに対し、自主規制機関への報告と記録保持義務などを課したが、一九九五年に以前の個別規制を一律化するかたちで、規則一七a—一三が導入された。現在のATS規制はこの規則一七a—一三によつている。

第三の規制方針は、PTSを取引所として認めるものの、取引量が一定以下であることを条件に国法取引所としての登録を免除するものであり、アリゾナ証券取引所がATSとして唯一の免除取引所となつていてる。

これらに加えて、現在の規則一七a—一三に基づくブローカー・ディーラー規制のままでは気配情報などの透明性が十分でないとして、一九九七年一月にECN上の注文の透明性を高めることを目的としたオーダー・ハンドリング・ルールを導入しており、ATS上のマーケット・メーカーなどの取引に関しては透明性の向上がはかられている。

3 ATSへのオーダー・フロー

ATSは昨年のコンセプト・リリースでの推計で、NYSE取引量の4%、Nasdaqの二〇%を占めるまでに成長しており、取引量に関していえば、小規模の地方取引所に匹敵するまでの規模に成長している。このようにATSが無視できない規模のオーダー・フローを引き付けている理由はどのように考えられているのだろうか。

既存市場からATSに注文が流出する大きな理由の一つは、執行コストの安さにあることは否定できない。ATSの多くはコンピューター・システムによって執行を自動化しており、既存取引所のフロアで人手を介した注文執行に比べればたしかに低コストでの付け合わせが可能である。

しかしながら、自動執行のためのシステムは、今や多くの取引所が注文取り扱いの効率性の向上のために導入しており、とくに地方取引所の小口取引の自動執行システムは著しく向上している。現在もそうした自動システムの改善が継続されているのであって、コンピューター化された高度なシステムだけをもつてATSの優位性を論じることはできない。

また、ATSが投資家の直接アクセスを許容している点も優位性のひとつとして数えられる。多くのATS上では、投資家はスペシャリストやマーケット・メーカーといった市場仲介者の手を経ることなく注文をスクリーン上で直接付け合わせることができるため、そうした市場仲介者が投資家に課す手数料やスプレッドを支払う必要がない。

しかしながら、こうした理由に加えて、市場参加者の取引動機という観点にたつて見ると、ATSがブローカー・ディーラーであるために、取引についての情報の多くを私的ビジネス上の情報として秘匿することができたことが重要性を持つと考えられる。

4 取引参加者の取引動機

市場で取引を行う取引参加者には、新規情報を得て取引証券の価値の変化を予想して売買を行ふものと、新規情報に基づかないで単に流動性要因から売買を行っているものの二つに分けることができる。ATSでの取引は、主に後者の流動性要因のみに基づく取引参加者によるものであるとされてきた。

理論上、完全情報市場では、新規情報に基づく取引は証券価格にマーケット・インパクトを与えることができ、流動性要因に基づく取引は、どんなに規模が大きても証券価値に対する評価に影響を与えないためマーケット・インパクトを与えることはない。このため、市場分裂をめぐる議論の中には、流動性要因のみに基づく取引がATSに流出して既存市場での価格形成に加わらないことは、既存市場での効率的な価格形成上望まし

いという意見もみられた。

しかしながら、実際の市場は完全情報市場ではありえず、また新規情報に基づく取引が完全に分化することも考えられないため、流動性要因に基づく取引も規模が大きい場合にはマーケット・インパクトを持ち得てしまう。

こうした二種類の取引参加者が市場に混在していることは、スペシャリストやマーケット・メーカーといった市場仲介者にとってどのような意味を持つているだろうか。市場仲介者にとって、新規情報に基づいて取引を行っている取引参加者と取引を行う場合には、その後の価格変動リスクを自らが負担することを意味する。その場合、市場仲介者は、そうした情報リスクを考慮して売買気配スプレッドを広めに提示する必要がある。しかしながら、相手が流動性要因のみに基づいて取引を行っている場合には、価格変動リスクは理論上は存在しないから、より小さいスプレッドで対応することが可能である。

ところで、市場仲介者が相手の取引動機を見分けることができない場合には、新規情報に基づく取引にも流動性要因に基づく取引にも同じスプレッドを提示することしかできない。したがって市場仲介者は、市場の平均的な情報リスクを考慮したスプレッドを両者に対して平等に提示することになる。

しかしながら、これは流動性要因のみに基づく取引を行う者にとっては、本来負担する必要のないコストであるため、そうした取引者は自分が新規情報に基づかない取引を行っていることを市場仲介者に見分けてもらい、より低いコストで取引を行うためのさまざまな工夫をするインセンティブを持つと考えられる。流動性要因のみに基づく参加者が、取引が新規情報に基づかないことを示すには、従来の市場では、取引サイズが小さいことや、取引規模が大きい場合でも小口に分割して執行すること、執行の遅延を許容すること、ロック・トレードなど

で取引主体を明かし市場仲介者に取引理由を示すこと（年金基金などの機関投資家であればキャッシュ・イン・フローがあったことを示すなど）、取引が確定するまでサイズを明かさないなどの方法がとられていたと考えられる。既存市場でのupstairs取引きやクロス取引きなどの定型的ではない取引形態のいくつかは、こうした市場仲介者に相対もしくはその他の方法で取引動機を明かすためのものであると解釈することができるのではないだろうか。

5 市場の機能

ところで、ATSの場合には、既存市場から流出したオーダー・フローの多くが、こうした流動性要因に基づく取引きであると言われている。これはATSのどのような特徴がこうした取引きを引き付けたといえるのだろうか。

ATSは、システムによってさまざまな違いがあるので、多くのシステムが取引成立するまで匿名性が保たれる仕組みとなっている。また、スクリーン上で取引量を示してマッチングを行い、サイズに関してはその後別途交渉を行うシステムや、スクリーン上で価格のみを示してマッチングを行い、サイズに関してはそのだけを表示すればよいものもある。また、システムによっては機関投資家のみのフェーズを設けて、他の参加者に知られない形で相対交渉ができるものもある。さらに、執行に関しても、取引相手と取引量が合致しなかつた場合には、合致したぶんに限つて執行し、残りはスクリーン上に継続して表示することも選択できる。こうしたシステム上の仕組みは、まさにこうした流動性要因に基づく取引参加者のために用意されたものであると考ええることができる。

ATSの競争上の優位性は、高度なテクノロジーやコンピューター・ネットワークによるシステムにあることが強調されてきた傾向があるが、このように見ると、ATSの優位性は、テクノロジーによるものよりもむしろ特定の取引動機に基づく取引参加者にカスタマイズした市場サービスを提供していることにあると考へる」とがである。そして、この優位性は、ATSがブローカー・ディーラーとして私的な取引内容を秘匿で保つという、まさに規制上の優位性に還元する」とがである。

これに対して、既存市場においても、スペシャリストやマーケット・メーカーといった仲介者がATSにはなじみのない機能を果たしていると考える」とができる。市場仲介者の機能が取引きの相手方を見つけ出す」とだけであれば、ATSとの競争上の優位点は特にないことになるが、既存市場でも、市場仲介者はある種のプロック取引やupstairs取引などの相対取引に近い取引形態を通じて、取引相手の取引動機を見分けている可能性がある。⁽²⁾しかしながら、こうした取引動機は完全に見分けられることはありえないため、流動性動機に基づく取引参加者は、スプレッドや手数料の形で新規情報に基づく取引参加者の分まで情報コストを負担する」とを避けるためにATSへと取引を移していくのである。

6 JATS規制は何を意味するのか

Marcy & Kanda（一九九〇）によれば、取引所は上場や取引きに際して手数料を徴収する代わりに企業にとってさまざまなコストを削減するようなサービスを提供している一種の企業であるとしている。取引所の提供サービスとは、（1）上場企業への流動性の供給、（2）上場企業の取引きの監視・コーポレート・ガバナンス、（3）上場証券に関して取引契約を定型化する」として証券の取引コストを低減、（4）上場企業の評判という経営資本の維持⁽³⁾の四つであるところ。

このよだんな考え方に基づけば、証券取引の場が取引所であるかを問わず、それぞれの市場がさまざまなサービスのパッケージをそれぞれの顧客向けに提供していると見る」とができる。

見てきたようにATSが、流動性要因に基づく取引参加者のニーズを満たす」としてこれまでのオーダー・フローを獲得してきたのであれば、それはブローカー・ディーラーとしての規制の下で取引情報を公開する義務がなかったという理由による可能性が大きいと考えられる。その場合、今回の新提案によって、ATSの規制形式がたとえ自由選択制となつても、多くのATSは取引所規制を選択しないであろう。

今回の規制ではブローカー・ディーラーとしての規制を選択したATSでも、規模の大きいものは気配情報の開示など、実質的に取引所規制に近い負担の重い規制義務が課される。しかしながらこの規制義務の下でも、今回提案ではATSはATS参加者以上に外部に取引情報を公開する必要はない」とされている。すなわち依然としてブローカー・ディーラーとしての營利性に配慮して、取引の匿名性が一部維持できることになる。ATSと既存市場との、いわば規制ギャップによるすみわけが、今後どのように変化していくのが、興味深い。

(1) 新提案の概要は、清水葉子「ATS規制に関するSECの新提案」『証研レポート』、一五五八号、一九九八年五月参考。

(2) Lawrence M. Benveniste et al (1992), "What's Special about Specialists?", *Journal of Financial Economics*, Vol32, No1はペニヤリストが取引相手の取引動機を見分けてくる可能性を検討する興味深い研究である。

(3) Jonathan Marcy & Hideki Kanda (1990), "The Stock Exchange as a Firm: The Emergence of Close Substitutes for the New York and Tokyo Stock Exchange", *Cornell Law Review* 1007.